

# プライバシー侵害の実態について

——興信所、探偵社との関係において——

## 研究所研究部人権部会事務局

大分類——サービス業  
中分類——情報サービス、調査、広告業  
小分類——興信所

「商人及び消費者の信用調査を行う事業所をいう。」

○興信所、信用調査所、商業興信所、秘密探偵社、私立探偵社」

となっている。

### 三 業務内容による類型分類

① 露木まさひろ著『興信所—知られざる業界—』朝日新聞社発行—によると、次の様に分類している。

ア、不特定多額の企業から依頼を受け、不特定多数の企業を調べて回る経済興信所。取引にあたって、相手企業が信じられるかどうかをチェックしてくれる。帝國

### 一 興信所、探偵社とは

#### 一定 義

広辞苑によると興信所とは「商事または人事について秘密に調査して、会員または依頼者に報ずる機関。一八三〇年イギリス人ペリの創設。わが国では明治二五年大阪に初めて設立。興信とは信用を興すという意か。」とある。

また、探偵(社)とは「ひそかに他人の事情や犯罪の事実などをさぐる事。また、それを職業とする人」とある。

#### 二 産業分類

日本標準産業分類(行政管理庁)によると、興信所は、

データバンクと東京商工リサーチが二大興信所とされる。——企業信用調査専門会社

イ、何社か得意先をもち、新規や中途の社員採用時に身元調べを代行する。——採用調査専門興信所

ウ、固定客をほとんどもち、フリー客の事件が主体。事件といっても、八割が男女トラブルにまつわる内容で、結婚調査もこなす。電話帳に競い合って広告を載せている大半がこれである。業界用語でいう「一本釣り探偵社」である。

エ、以前は、上記ア、イ、ウで営業していたが調査の腕を買われて、特定の企業から注文される事件を担当するようになったり、弁護士事務所の裏付け調査を専門とするもの。詐欺事件、企業内トラブル、産業スパイ、労組対策などを扱い、調査力も無難だが、広告はいっさいしていない。

オ、以上、ア～エのものに出入りする下請け探偵、フリー調査員。

カ、紳士録を恐喝まがいに売りつけたり、会社や個人の弱みにつけ込んでユスリばかり働く悪徳探偵社。

② 武代典矢著『リスト屋商法』啓明書房発行——によると、次の様に分類している。

ア、興信所としては、(ア)人事に関する調査に重きをおい

ている機関、(イ)信用面に重きをおいている機関とがあら。

イ、探偵社、これは得意先は個人が多いが、大半の探偵社は興信所と同じく企業にウェイトをおいている。ウ、リスト屋、これはリストだけ専門につくっているところと興信所、探偵社(その他業界誌、出版社)が兼業しているものがある。

### 二 業界の概要

#### 一 興信所、探偵社の数等

① 興信所、探偵社の数等を統計的に把握しているところはないが、前記『興信所—知られざる業界』では、一九七五(昭和五〇)年頃の調査として、全国で三、二五四事業所、大阪で四三三事業所と記載されている。その部分を次に引用する。

「ところで、探偵社、興信所、あるいは調査事務所と称する業者は、いったい何社ぐらいあるのだろうか。昭和五十年頃、ある探偵グループが、全国の職業別電話帳をもとに集計、全国三千二百五十四事業所とは

じき出したことがある。都道府県別にみると、東京四

百九十四社、神奈川百三十三、埼玉七十一、千葉五十六など首都圏を中心に、大阪四百三十四、福岡二百二十、愛知百九十九、広島百五十一、北海道百四十五、静岡九十六、兵庫八十五、岡山八十一、京都七十二……と続いている。

むろん都道府県庁所在地や都市に集中し、首都圏なら、東京圏を中心にして横浜、立川、大宮、柏、千葉までの三十キロ圏内に約七百社が存在することになる。面白いことにこの業界は、軒を並べて店を張る光景にまですお目にかかれず、必ず一定の距離を保つ習性があるので、三十キロ圏内に点在する、といった方が正確だろう。また一説によると、都会化された人口十万人以上の街なら、必ず一社は自然発生するという。十万人が都会人になった街に住むと、摩擦も増え、人間不信になり、信用度の識別能力が低下するらしい。

そのグループはもう一つ、重大な発見をしている。全国三千二百五十四社とはいえ、郵便物が届かない事務所が五割も占める。そのうちの半数は休業中か準倒産組か誰も知らない幽霊探偵社。残りは、下請けや社員探偵が自分も客を取ろうと、自宅に看板は掲げないものの、電話帳広告では業者のふりをするケースや、専門業者なのが事務所の表札に探偵社をうたつてお

らず、宛て先不明とされてしまうものである。

手紙が届いて、調査一本で稼いでいるのはわずかに四分の一、残り四分之三は、郵便配達夫が認知しているとはいえず、兼業なのだそうだが、兼業組は、サラ金などの金融業者、不動産屋、ガードマン会社、結婚相談所、タクシー運転手がほとんどである。

金貸しの兼業は辻つまが合う。昔はどんな貧乏人でも借りたら返したものだし、悪いお客は判別できた。ところが、借金を踏み倒す借り屋さんが多くなり、お客の信用調査をしたり、潜伏先を探偵したりするうちに、興信所の看板も出すようになったのだ。不動産屋は各種の公簿閲覧が欠かせない。興信所もこの程度らしい、と知ると兼業したくなるものだ。タクシー運転手なら、お客から車尾行を頼まれるだろう、そこで彼らも、いつしか探偵を兼ねるようになる。

運転手や下請け探偵、社員調査員の兼業は電話応答を奥さんがする。ただいま調査員がにかけておりました、御指定の場所に何うよう無線連絡をいたしますが……などといいながら受件できれば儲けものだろう。ガードマン会社の兼業は不思議でもないが、滑稽なのは結婚相談所と兼業の探偵社。浮気調査で離婚させ、再婚をすすめて会員にして、素敵な人がいるから身元

調査をしましょうネ……と多重収入をはかるのだ。そんな実態だから、調査業者といえるのは、およそ全国で一千社、従事者は、大手・中型の経済興信所が約五千名、九割の探偵社は夫婦と数人の下請けがいるだけの、俗にいう三ちゃん業者で、これが約五千人、あわせて一万人という計算になる。」

② 大阪法務局、大阪府等在阪行政機関共催により一九八一（昭和五六）年一〇月九日に大阪府下の興信所、探偵社に対し、同和問題の講演会を行ったが、その際に案内状を送付するため、その所在を職業別電話帳で調査した結果は、次のとおりである。

ア、電話帳に記載されている事業所の数四一四事業所  
イ、(ア)のうち明らかに重複記載されているものを除くと三六〇事業所（うち大阪市内三一〇事業所、府下五〇事業所）

ウ、(イ)の事業所に案内状を郵送したが、そのうち七九通があて先、転居先不明等で返送されてきた。

エ、従って、大阪府内には、興信所、探偵社は少くとも二八〇社程度は現存することになる。

なお、ほとんどの社は、同一名称の有無等から推定して、府内に複数の事業所を有していると思われるの

で、企業数でとらえた場合は、この数値よりも若干少くなる程度と思われる。

## 二 調査依頼件数と業界の年商等

一件当たりの調査料金および依頼件数は、前記『興信所——知られざる業界』によると次のようである。

「探偵料金には、弁護士報酬のような規定はないのだが、調査内容や詳細度、調査地域、被調査人の警戒度も含めた難易度、調査手法、違法行為の程度、などと調査日数や調査員の人数を考えて見積もるのが正統だろう。しかし現実には、オーナーの電卓一つ。だから、同じ調査でも、探偵社によって一万円から百万円の相違が生じる。

数人の調査員で営業するほどの一本釣り探偵社も、一カ月の受件数は平均七本ぐらいしかない。七件の仕事で、社長の取り分、調査員の生活費、事務所代など諸経費、それに、電話帳の広告費をまかなわねばならない。電話帳は十八カ月ごとに新しくなるが、広告料は月割り払いも可能で、東京二十三区内だと二分の一ページで一カ月約二十万円もする。零細事業所の宣伝費としては、もともとが異常。そこで、広告費の大小

が、その探偵社の料金を決定するという説もあるくらいだ。

参考までに、都内探偵社の受付料金相場を記しておこう。交通費など諸経費は別途計算が普通である。

所在調査は、ごく簡単なもので三万円、十日間ほど要する場合なら二十五万円前後、家出人捜しは十万円から四十五万円程度。本人事項中心の結婚調査は五万円だが、親類まで含めると十万円クラスになる。尾行は一回四時間を基本にして、徒歩二名で五万円。車尾行なら二台で一回七万円。ちなみに、浮気調査はこの尾行が中心になり、四、五回計画して二、三十万円が平均。聞き込み一日三万円、張り込み一日五万円。そのほかに企業関係の調査は、採用調査四万円前後、企業信用調査は五万円から七万円ぐらいである。

会員制を中心とした経済興信所になると、企業調査もかなり格安、どこも九種類ほどの券を発行していて、値段も統一されている。七回の調査依頼ができる切符で十万円、十五回券二十万円、三十一回券四十万円、五十七回券七十万円……といった按配だ。非会員料金が約三万円なのに比べ、相当な割引となる。この料金は遠隔地を別にして、経費込みが原則、ただし、普通便扱いでは報告書が届くまでに三週間とされ、早

く知りたい場合、特急(二週間)、超特急(一週間)、超超特急(即日)などの付帯料を払わねばならない。」

「依頼件数と年商は、二大興信所が約百万件の二百五十億円、探偵社の大手、帝国秘密探偵社が約十万件五十億円、中小の経済興信所や零細探偵社は約四十万件二百億円となり、五百億円産業となるうか。」

また、業界関係者の証言によると、次のとおりである。

「結婚調査は、一件いくら位ですか。」

「大体、五万円位です。全部済ませば、やはり七、八万円になるでしょう。」

「調べる内容によって値段が違うのですか。」

「本人、家族問題、両親の……。これによって一番初めは三万五千円位であり、これに一つずつ増やしていく毎に五千円づつプラスします。」

「企業の場合は、一件いくらですか。」

「雇用調査は三万円から三万五千円位です。」

「結婚調査より安いですね。」

「企業の雇用調査の方は切符を使っていますから。会員になっていますから一番安いもので一万円位から一万六千円位です。」

「切符というのは回数券ですか。」

「地下鉄の回数券を買ってもらおうように回数券を買ってもらおうということです。一番安いので六万円位です。四枚綴りが六万円とかしています。一件だけとび込みで調査をすれば三万円位につきます。切符として始めからまとめて買って置いてもらえば大体一件あたりの単価は一万円そこそこ位です。」

この頃は大幅変わってきて、出来ただけ出来高払いにするように変わってきています。商社などは皆そうです。」

### 三 業務内容について

興信所、探偵社が行う調査については、大別して(1)結婚に際しての調査(2)雇用に際しての調査(3)商取引に際しての調査(4)その他の調査がある。

#### 一 結婚に際しての調査

前記『興信所——知られざる業界』から引用する。

「現代の結婚調査に話をすすめよう。依頼者の内訳は、男性側と女性側で半々だが、見合い派が七割を占める。男を調べる場合、相手の女性が来るもの三割、

七割は娘を心配する親だという。逆に許婚者である女性を調べてもらうのは、当の男性が四割、残りは親である。」

ふた昔前は、上流階級が儀礼的に調べ合うのが結婚調査だったが、戦後になって徐々に本人たちの依頼が多くなってきた。恋愛にせよ見合いにせよ、異性の実体が自分でも把握できなくなったからだろう。以前は春と秋に依頼が集中していたが、しだいに年中行事と化し、件数が減るところか、市場拡大の傾向さえうかがえるようだ。

調査方法は戦前をそのまま踏襲している。戸籍謄本、戸籍付票、住民票などをまず準備、被調査人の前・現勤務先の上司や部下、同僚、それに小学校時代から最終校までの担当教師や友人、住居地の向こう三軒両隣、などから聞き込んでゆくのである。本人の家族、祖父母、両親の兄弟、姉妹も調査対象とされる。内容は各自の生育歴、学歴、学業成績、人物評価、性格、趣味、素行、飲酒、ギャンブル、交遊状況、異性関係、婚姻歴、資産、収入、貯金、家庭環境、家柄、健康状態、遺伝病、死亡者とその原因……などだ。

もっとも、被調査人の親族までキメ細かく調べると料金もハネあがるので、あくまで本人が中心となる

表1

項目	主 な 内 容	目 的	
		結 婚	雇 用
学 歴	学校名、専攻、成績、浪人、留年等の有無	○	○
職 業 関 係	会社概要、職務内容、会社の将来性、給料	○	×
	勤務状況、退職理由、職場での評価	○	○
健康、体格	病歴、身長、体重、障害の有無	○	○
性 格、資 質、気 質、適 性	生まれつきの性質、素質、天性、感情傾向からみた性質、気だて	○	○
素 行	酒、勝負事、異性関係、その他の生活態度	○	○
思 想	学生運動歴、組合運動歴、ものの考え方	○	○
容 貌、風 姿、趣 味		○	○
交 友 関 係		○	○
特 技、免 許		○	○
家 庭 環 境	父母兄弟姉妹の構成等、親族の犯罪者、家柄家風	○	○
遺 伝、血 統		○	△
宗 教	仏教、キリスト教、新興宗教等	○	○
資 産	動産、不動産	○	○
相 続 関 係		○	×
縁 談、再 婚、重 婚の有無	他に縁談があるかどうか	○	×

○印 調査項目

×印 非調査項目

△印 場合によって調査するもの

う。男なら、将来性、収入、健康、人間性、女だと家庭的で明るい性格かどうか、性遍歴などないかだ、屋は清楚なOL、夜は娼婦になる女性がいると伝え聞くためか、尾行調査を付け加える新しい傾向も出てきた。」

## 二 雇用に際しての調査

業界関係者の話。

「雇用調査も、いわゆる本人事項に対しては、多少、結婚の際の調査とポイントの置き方は違いますが調べるといふ意味においては、同じことだと思えます。雇用調査の場合は、一番大きな問題は前歴（職）ということですが、前に勤務先があったかどうか、あるとすればなぜやめたかということですが。」

特に、金銭問題とか感情問題とか酒の上での問題とか、いろいろそうした素行に関するような問題は具合が悪いという考え方ですね。

それから、現在では叱られるかもしれませんが、やはり事業の経営者というものは、個人の考え方は別にして、組合運動をする人間を毛嫌いいたします。これは、経営者の立場になればある程度当然だと思いま

す。そういう前歴がないかどうかということ。もう一つは、日本の雇用のあり方にも関わることですが、いわゆる丸がまえ方式、雇ったら停年までいるという家族主義的なものが強いですから、同じ雇うならば雇ったらその人間を停年まであるいは停年後も会社でめんどろをみるという考え方が強いのである程度家庭環境を知っておきたい……。

いくら本人がまじめでも立派でも、嫁さんがどうしようもないのであれば、これは長続きしないのじゃないか。あくまでも長続きさせるといふのが経営者の眼目であるので、家庭が健全であるかどうか、そういうことがかなり大きなポイントとなっている。事実、そうしたポイントで不採用になったケースがあるのではないかと思います。私自身が判定したことはないが、そうしたケースはかなりあると思います。」

※結婚、雇用に際しての調査項目については、概ね次のとおりである。(表1)

## 三 商取引に際しての調査

経済取引、投資先の調査等企業、個人事業主等に対する

調査内容については、様々に分類することができるが、相手企業の経営者等の人物調査については前記一に準じて調査されている。それ以外は、財務調査、物件調査等が行われ、信用経済社会における取引の安全性という見地からなされている。

ある興信所における調査内容は次のとおりである。

#### 個人取引調査

経歴、関係事業、収入、資質、能力、人柄、品行、趣味嗜好、交際関係、特別の親交者、資産、負債抵当権状況、その他公私両面における対外信用度等を調査報告する。

#### 企業信用調査

事業の沿革、資本構成、経営者（経歴、経営知識、経営経験、経営能力、人間性）経営組織、経営体質、設備規模、労務状況（スキルレベル・モラル）生産、販売、仕入先の状況、マーケティングチャネル、過去の業績、最近の業態、今後の予測、取引条件の変化、取引先の信用度、資金繰り、支払能力、取引銀行の与信度、財務分析、リーダーチャート（安全性、成長性、収益性、活動性）その他特殊状況等、診断的手法を加えて報告する。

#### 物件調査

物件の権利関係、登記及び公図状況、現状実態の確認、現況図、立地条件、地質、地形地勢、構造、用途、堅牢度、経過年数、耐用年数、償却減価の実態、地域用途制限関係、都市計画及び指定制限関係、相隣関係、物件の時価評、呼び値、売買事例、物件の今後の価値、変動予測、担保余力等、物件の利用、処置、債権保全に関する資料を提供する。

#### 四 その他の調査

上記の調査以外に夫婦間の素行調査、行方不明者の調査、事故、非行に關しての調査、事件関係の証拠の収集等がある。

※興信所、探偵社が調査と称しているものを記すと次の様なものがある。

特殊調査	結婚調査
一般調査	人材能力調査
行動調査	企業信用調査
特殊身上調査	信用調査
企業防衛調査	雇用調査
市場調査	外国調査
証拠調査	企業分析調査

所在調査	民事事件調査
特許、商標調査	商業調査
身上調査	犯罪関係資産信用調査
権利関係調査	流通機構調査
個人取引調査	交通事故調査
物件調査	海外調査
特別調査	浮気調査
品行調査	高等調査
家出人調査	誤解の究明調査
企業調査	産業調査
資産調査	身元（許）調査
資産信用調査	思想調査
隠匿資産調査	ユーザー調査
商業信用調査	尾行・張込調査
損害賠償調査	特殊工作調査
権利関係調査	民事事件調査

#### 四 興信所、探偵社に関する問題点

##### 一 業界全体の問題点

① 業界全体が一部の大手企業と大多数の零細業者で構成

されているため、業界を統一し協会等を設立し、業界の振興等を図ろうとしても、利害等が一致しないため、困難であること。

この間の事情を前記『興信所——知られざる業界』では「探偵業界が一本化するのには、永遠に不可能といわれる。戦後何回もこの話が出ては消えたり、五十四年八月に、探偵社の大手、帝国秘密探偵社も計画したが諦めたようだ。二大興信所はまったく考えてもいない。」としている。

ある中堅の興信所関係者の言によると「おおむねあの本（前記『興信所——知られざる業界』）どおりで、我々としてはどこかの行政が首頭をとって規制してもらいたいと思っている。」とも述べている。

なお、参考までに日本の二大興信所の一つである帝国データバンクの概要は次のとおりである。

- 資本金 三、〇〇〇万円
- 従業員 二、四五〇人
- 年間売上 一一六億円
- 設立 明治三十三年三月帝国興信所として設立される。
- 決算 年一回九月
- 組織 東京本社、大阪支社はか全国に支店六

## ○業務

三店

調査業務

・依頼件数年間六〇万件、うち信用調査九五％、人事調査五％

出版業務

・帝国銀行会社名鑑（一五万社収録）

・帝国企業財務諸表分析統計

・帝国情報（日刊、倒産情報等）

・帝国タイムス（週一回、経済ニュース）

・月刊法人申告所得全国ニュースデー

・タバンク業務

・コスモスI

・コスモスII

② 興信所、探偵社が業務を行うについて、なんらの法規制、倫理要領等がないため、悪質な業者が多いこと。次項とも関連するので、次項で記述する。

③ 上記①とも関連するが、興信所、探偵業者の転廃業、また、新規参入が極めて多いと推定されること

大阪府内における業者数は一九八一（五六）年一〇月現在で、約二八〇事業所程度（一、一、②を参照）と推定されたが、大阪法務局が身元調査をしない旨の協力依

頼を興信所、探偵社あてに通知文をもって郵送した一九七八年一〇月時点においては三〇五事業所（四〇〇通発送、所在不明等で返送九五通）、一九七九年七月時点においては二八〇事業所（三三五通発送、五五通返送）であることから推定しうる。

## 二 興信所、探偵社が行う業務に

## 関する問題点

① 興信所、探偵社が行う調査そのものが、プライバシーの侵害にあたる可能性があること。

法務省が人権擁護活動の一環として、人件侵犯事件を扱う場合には、法務省設置法の規定により制定されている人件侵犯事件調査処理規程（昭和四九年法務省権調訓第九一一号）にもとづき行われる。

プライバシーの侵害については、同規程第一七条第一二号において「新聞雑誌その他の出版物、放送、映画等による名誉、信用等」の中に含まれ、処理される。

この場合の「名誉、信用等に対する侵犯」とは、「厳格な意味の名誉、信用の毀損のほかに、人の私事、家族、家庭又は通信等に対するほしいまままな干渉。すなわち、プライバシーに対する不当な侵害に関する侵犯を含む。」（人権侵犯事件統計報告要領について（昭和四九

年権調第九一四号）とということになっている。

従って、調査そのものが、例えば身元調査を行うこと自身がこの規程に抵触し、人件侵犯事件となる可能性がある。

この規定にもとづき、人権侵犯事件として処理されたものには、次の様な事例がある。

## 〈事例 1〉

A会社は、高校卒男子社員を採用する際に、その採否決定の判断資料として、応募者の本籍、経歴、素行、性格、健康状態、趣味、特技等のほか同居家族の構成、生年月日、職業、健康状態、近隣の風評等の家族事項を含んだ身元調査を応募者の写しを渡して、X興信所に依頼した。

X興信所は、家族関係を調べるため、それぞれの市町村に出向いて世帯全員の住民票をとり、これによって応募者の自宅近隣に行き込み調査を行い、その調査結果を雇用調査結果報告書としてB工場に報告した。

法務局では、同居家族の構成、職業、近隣の風評等はプライバシーの侵害にあたるとしてA会社とX興信所に文書で説示した。

## 〈事例 2〉

A会社は、退職社員の補充のため、男子社員の採用を行うにあたって、応募者の第一次試験を行った。その成績の良かった者について第二次試験を行う前に、本籍、家族構成とその職業、家庭環境の身元調査をX興信所に依頼した。

X興信所は、応募者の住民票を取り寄せて本籍を調査し、さらに応募者の自宅およびその近隣に出かけ依頼を受けた事項の調査を行い、これを身元調査報告書として報告した。

A会社は、この報告書を採用の判断材料に使用した。法務局は、これらのことがプライバシーの侵害にあたるとしてA会社、X興信所に文書で説示した。

## 〈事例 3〉

A女は、Y会社で働いていたが、同じ職場にいたB男と仲良くなり、結婚の約束を行うまでの間柄になった。この関係を知ったB男の父（Y会社社長）は、息子の嫁になるようなら身元のしつかりした者でないと困ると心配し、A女の身元調査を思い立った。

父親は、電話帳を調べて一番大きな広告を出していたX興信所を選んでB女の離婚歴、家族構成、家柄、出身地、同和地区の有無などの調査を依頼した。X興信所は、A女

の承諾なしに戸籍謄本を取り寄せるほか、近隣などに出かけて調査を行い、その調査結果をB男の父親に報告した。

法務局では、同和問題およびプライバシーに関わるものとしてB男の父親とX興信所に説示した。

また、X興信所(調査員)は、戸籍謄本を不法に取得したため、私文書偽造(刑法第一百五九条)同行使罪(刑法第一六一条)で徴役一年六月の刑に処せられた。

(注)説示とは

侵犯者又はその者を指導し若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、口頭又は文書で、事理を説示すること(人権侵犯事件調査処理規程第一二条第一項第四号)

② 収集、登録、保管された情報が真実に合致しないものであるとき、また、たとえ真実の情報であった場合であっても、被調査者に不測の不利益を与える可能性があること。

ア、情報が真実に合致しない場合に不利益を与えた例としては、次の様なものがある。

被調査者が誤った調査で損害を受け、告訴した事件として前記『興信所——知られざる業界』では次の例をあげている。

な例が多い。次の例は、興信所、探偵社との関連の例ではないが、次の様な例が報告されている。

昭和五十一年五月、東京足立区のA・Iさん(三十八歳)は、まったく身に覚えのない免許証不携帯、速度違反などのかどで千葉県警から喚問を受けた。A・Iさんの抗議で警察が調べてみたところ、次のような事実が判明した。

すなわち千葉市にA・Iさんと同姓同名のA・I(三十八歳)という人がおり、生年月日まで同日であった。この第二のA・I氏は五十年五月、千葉県内で無免許(数年前に免許証を紛失、そのまま資格喪失)のまま自動車を乗り回し、速度違反で捕まった際、「免許証は東京に忘れてきた」と申し立てた。そこで千葉県警が警察庁免許証照会センターに問い合わせると、折返しコンピューターによる免許証原簿データ検索の結果として、東京足立区居住のA・Iさんの資料が回答されてきた。

これを見た県警は姓名、生年月日が完全に一致しているの、それ以上本籍地や現住所の確認をすることなく、罰金は真犯人から取り立て、違反の罪はまったく無関係な東京のA・Iさんにかぶせて一件を処理し

被調査人が誤調で損害を受け、告訴した事件もある。

昭和五十年、大阪市西区の日本企業調査が、会員配布している倒産情報誌『日企情報』一月十八日号に、浪速区にある水道器具販売会社、片岡工業の動向を「環境悪化、役員二名が辞職、減収減益の見込み強く、好転は極めて困難」と掲載して、いわゆる危ない会社にしてしまったのだ。

情報を知った取引先からは問い合わせが殺到、社長が強く否定したものの注文は激減の一端を辿ってしまった。怒った社長は「デマを流布して信用を失墜させ、企業業績に大損害を与えた興信所は許せない。八百三十万円を償え」と告訴。この裁判でも日本企業調査が負けた。

大阪高裁は、五十三年四月二十七日「事実には反する情報で、売り上げの減少や金融上の不利益を招き、有形・無形の損害を与えたことは歴然」と判定して、売り上げ減少分のうち三分の一を誤報によるものと計算、これに信用毀損の慰謝料五十万円を加えて、二百四十五万円の支払いを判示している。

また、近年は主にコンピューター情報との関係でこの様

たのが、このことの始まりであった。以来約一年、千葉市のA・I氏は都合八回の違反を犯してそのたびに罰金を払い、警察はそのたびに東京のA・Iさんの原簿に違反事実を記録してきたのである。

この事例でまことに奇怪なのは、実際に違反を犯して千葉市のA・I氏が現実には千葉県警の叱責を受け、罰金を払っている事実と、その違反事件をまったく別人の原簿に記録しているという食違いに、誰も気がつかなかったことである。ことが免許証不携帯、速度違反程度であったからまだしも、もっと重大な業務上横領や強盗、傷害、殺人などの罪で、これに類することが起こる可能性がなければ幸いである。

(鶴沢昌和著『コンピューター犯罪とエラー』日本経済新聞社発行)

この様な例は、世界一のコンピューター保有台数をほこるアメリカにおいて特に多くの実例が報告されている。

興信所業界が今後ますます情報の収集を行い、コンピューター化が進んでくれば、この様な事例が増加してくる可能性がある。

イ、情報が真実である場合であっても不利益を与える例として、特に同和問題に関する場合の事例が多い。

例えば、一九七五（昭和五〇）年四月四日最高裁判所第二小法廷の判決は、興信所が結婚の際の身元調査で同和地区出身者であることを報告したことは不法行為にあたる旨を判示した。

第一審の大阪地方裁判所での事実関係は、次のとおりである。

原告は、昭和一六年三月二五日熊本県において出生し、昭和三四年ころ同町所在の高等学校を卒業したのち、一年間タイプ学校へ通学して卒業した。

その後、大阪市阿倍野区所在のアパートに居住しながら、同市内の会社にタイピストとして勤務していたが、昭和三九年一月ころ同アパートの一室に居住していた訴外人と知り合い、親しく交際を続けるうちやがて同年夏ころに至り訴外人と婚約した。ところで、訴外人の両親C、同Dは原告と訴外人との結婚はもとより、その交際にも反対していたけれども、訴外人の熱意のある説得により漸く昭和四二年一二月ころ右婚約を認め、翌四三年一〇月ころ右の原告の実家に赴き、その両親に原告を訴外人の妻として迎えたい旨を申し述べてその承諾を得、その後同年一月初ころ原告とその母とに話しをして、結婚式を翌四四年二月ごろまで

に挙行することを取り求め、次いで昭和四三年一二月一〇日原告に結納金等を交付したが、同月一二日急遽被告の身元調査を依頼して本件報告を得た。訴外人とその両親は右報告書に原告が部落出身者である旨記載されていることを知るや、原告と訴外人との婚約を破棄すべきであるとの結論に達し、訴外人の実父Cが同月二七日原告に対し右報告書を手交して婚約破棄をほめめかし、さらに翌二八日原告の両親あてに手紙で婚約破棄を通告した。

これに対する第一審判決は、次のとおりである。

「法人がその営業目的の範囲内において行なう業務行為は、営業の自由として憲法二二条により保障される職業選択の自由に含まれることはもちろんであるが、この営業の自由は絶対無制限な自由ではなく、その業務は憲法一四条によって保障される法の下の平等に反してまで行つことは許されない」

大阪高裁、最高裁はこれを支持した。

この様に、同和地区出身であることがたとえ真実であつたとしても、それを調査し、報告することは許されないことなのである。

この例以外にも、基本的な人権との関係において問題とな

る事例は種々考えられる。

③ 興信所、探偵社が行う調査の方法が犯罪となる恐れがあること。

興信所、探偵社が依頼人から調査の依頼を受けた場合に正確な情報を集め、より内容の正確なものにするために各種の調査を行うとすればする程現行法の規制にふれる可能性が高くなってくる。

ア、戸籍謄本を取ろうとする場合に、現在では本人あるいは弁護士等公的資格を持った者等に交付者が限られているため、他人の委任状を偽造したり弁護士等公的資格を持つ事務所依頼し、その書類によって交付を受ける等不正に入手を行う恐れがある。

イ、素行を調査する場合でも、尾行を行った場合に、軽犯罪法第一条にいう「……又は、不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきままとった者」になる可能性があるもので、同法の規定により、拘留又は科料に処せられる恐れがある。

ウ、この様な業界の内容を一九七八（昭和五三）年一月二七日付け朝日新聞夕刊は「あなたの戸籍をだれかが知らぬ間に利用していたら。電話の会話を盗み聞きされていたら」。最近、大阪で他人の委任状を偽造して戸籍謄本を無断で取っていた興信所関係者が私文書

偽造、同行使罪で起訴された。大阪と京都では、電話に盗聴器を仕掛けて摘発された興信所もあった。」と報じている様に違法な手段で情報収集を行っている業者もめずらしくない。

エ、これらの問題点に関し、一九七二（昭和四七）年五月六日の第六八国会衆議院地方行政委員会における警備法（昭和四七年法律第一一七号）案を審議するにあたって、当時の後藤田警察庁長官は「さうに言えば、私は、調査業務に非常に問題があると思います。端的に言うならば、これはりっぱにやっているとところもありませんけれども、今日、探偵社なるものがたくさんあります。これは、探偵業務だけやっております。しかし、この警備保障会社だって、調査業務という内容で、この面に進出していく可能性が十分あります。これはよほど私どもが見ていくと、将来大きな問題になるだろう。問題になる萌芽がある。

こう思います。ここの点についても、私は、将来の私どもの課題としてやっていきたい。」と答弁しているように、警察としても、興信所、探偵業者に対して規制する必要があるのではないかと考えているようである。

なお、大阪府においては、一九一〇（明治四三）年

に興信所、探偵社を警察署の管轄下におき、虚偽報告や不当な料金請求を禁じるために信用告知業取締規則（明治四三年三月二十八日大阪府令第二六号）を制定したが、戦後の法改正とともに廃止された。（地方自治法改正二二・五・三）

### 三 「部落地名総鑑」と興信所、探偵社

一九七五（昭和五〇）年末に全国の同和地区の所在を記した『人事極秘、部落地名総鑑』が発覚した。

その後、『全国特殊部落リスト』『日本の部落』『同和地区地名総鑑全国版』等九種類の地名総鑑が発覚している。これらを購入した企業等も、現在分かっている分だけで二一九者にも及んでいる。この地名総鑑の発行者は、九種類のうち、第一リスト、第三リストから第七リストまでの六種類の地名総鑑については判明しているが、すべて興信所、探偵社の関係者である。

上記リストの中でも特に悪質な第八リスト『同和地区地名総鑑全国版』は、全国の同和地区の所在地、戸数等のほかに、同和地区の調べ方にまで言及している。

この事件に関しては、地方公共団体等において極めて悪質な人権侵犯事件として強力に取り組みがなされている。

以上